

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">大阪府居宅介護従業者養成研修事業実施要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 総論</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 研修の科目及び内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修における講義は、通学の方法によるもの他、通信の方法によって実施することができる。なお、各課程の「人権啓発に関する基礎知識」及び障がい特化科目については、通信の方法によって行うことはできない。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第3 指定の要件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 講師及び助手</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 一の研修における取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② 受講者20名を超えて演習を実施する場合は、その担当講師に加え、助手を1名以上配置すること。ただし、障がい特化科目においてはこの限りではない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第4 研修の実施(第3条関係)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 演習</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 受講者20名を超えて演習を実施する場合は、その担当講師に加え、助手を1名以上配置するこ</p>	<p style="text-align: center;">大阪府居宅介護従業者養成研修事業実施要領</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 総論</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 研修の科目及び内容</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 研修における講義は、通学の方法によるもの他、通信の方法によって実施することができる。なお、各課程の「人権啓発に関する基礎知識」及び障がい特化科目については、通信の方法によって行うことはできない。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>5～8 (略)</p> <p>第3 指定の要件</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 講師及び助手</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 一の研修における取扱い</p> <p>① (略)</p> <p>② 受講者20名を超えて演習を実施する場合は、その担当講師に加え、助手を1名以上配置すること。ただし、障がい特化科目においてはこの限りではない。</p> <p>(4) (略)</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第4 研修の実施(第3条関係)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 演習</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 受講者20名を超えて演習を実施する場合は、その担当講師に加え、助手を1名以上配置するこ</p>

と。ただし、障がい特化科目においてはこの限りではない。

(6) (略)

5 (略)

6 (1) 次に掲げる者が研修を受講する場合は、受講者の希望により、当該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。この場合、免除できる科目については、「居宅介護従業者養成研修科目免除一覧」(別紙8)に定めるとおりとする。

① (略)

② (略)

③ (略)

④ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第1条第2号から第13号まで、及び第16号から第18号までに掲げる者

⑤ (略)

⑥ (略)

(2)～(6) (略)

7 補講

(1)～(2) (略)

(3) 補講の方法は、同一内容の講義・演習を再度行う方法、欠席した項目と同一の項目を当該事業者が別の時期に行う同一課程の研修で再受講させる方法と他の居宅介護従業者養成研修事業者が行う同一課程の研修で再受講させる方法がある。

なお、通学の方法における講義(「人権啓発に関する基礎知識」を除く。)に限り、当該科目担当講師へのレポート提出をもって出席とみなすことができる。ただし、障がい特化講義の補講については、実際の講義をもって行うことが望ましい。

(4)～(11) (略)

第5～第10 (略)

第11 修了証明書等(第13条関係)

1～2

3 修了証明書等の亡失・き損時の対応について

事業者は、修了証明書等の亡失・き損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明を行うこと。

第12 (略)

と。ただし、障害特化科目においてはこの限りではない。

(6) (略)

5 (略)

6 (1) 次に掲げる者が研修を受講する場合は、受講者の希望により、当該課程の研修科目及び研修時間の一部を免除することができる。この場合、免除できる科目については、「居宅介護従業者養成研修科目免除一覧」(別紙8)に定めるとおりとする。

① (略)

② (略)

③ (略)

④ 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)第1条第2号から第10号まで、及び第13号から第15号までに掲げる者

⑤ (略)

⑥ (略)

(2)～(6) (略)

7 補講

(1)～(2) (略)

(3) 補講の方法は、同一内容の講義・演習を再度行う方法、欠席した項目と同一の項目を当該事業者が別の時期に行う同一課程の研修で再受講させる方法と他の居宅介護従業者養成研修事業者が行う同一課程の研修で再受講させる方法がある。

なお、通学の方法における講義(「人権啓発に関する基礎知識」を除く。)に限り、当該科目担当講師へのレポート提出をもって出席とみなすことができる。ただし、障害特化講義の補講については、実際の講義をもって行うことが望ましい。

(4)～(11) (略)

第5～第10 (略)

第11 修了証明書等(第13条関係)

1～2

3 修了証明書等の亡失・き損時の対応について

事業者は、修了証明書等の亡失・き損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、「訪問介護員養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明を行うこと。

第12 (略)

第13 廃止の届出(第16条関係)

(1)～(2) (略)

(3) 事業者は、事業を廃止した後においても、修了証明書等の亡失・き損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、「養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明を行うよう努めることとする。

廃止（一部の課程の廃止）の届出に必要な書類一覧

事項	提出書類	様式番号等	提出時期
----	------	-------	------

事業廃止の届出	居宅介護従業者養成研修事業廃止届出書	様式第8号	廃止日の10日前
---------	--------------------	-------	----------

第14 (略)

第15 この要領の適用について

この要領は、平成23年12月15日から適用するものとする。

第13 廃止の届出(第16条関係)

(1)～(2) (略)

(3) 事業者は、事業を廃止した後においても、修了証明書等の亡失・き損により、研修修了者から証明の依頼があったときは、「訪問介護員養成研修修了証明書等の亡失・き損時の取り扱いに関する要領」に基づき証明を行うよう努めることとする。

廃止（一部の課程の廃止）の届出に必要な書類一覧

事項	提出書類	様式番号等	提出時期
----	------	-------	------

事業廃止の届出	居宅介護従業者養成研修事業廃止届出書	様式第8号	廃止日の10日前
---------	--------------------	-------	----------

第14 (略)

第15 この要領の適用について

この要領は、平成21年7月1日から適用するものとする。

別紙1 研修の科目及び内容（一級課程）

計232時間

科目記号・科目名	内 容	備 考
I 講義 86時間		
1 社会福祉関連の制度とサービス（20時間）		
(1) 障害者（児）福祉の制度とサービス（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）福祉とサービスの詳細な把握 ・障害者（児）福祉に関する事例またはテーマを設定してのグループ討論 	
(2) 高齢者福祉の制度とサービス（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度における高齢者福祉・保健・医療サービスの詳細な把握 ・その他の高齢者福祉の制度とサービスの詳細な把握 ・その他の高齢者保健・医療の制度とサービスの詳細な把握 	(2)、(3)をあわせて総合的に取扱い、介護保険制度を中心とした講義内容とする。
(3) 高齢者保健・医療の制度とサービス（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉・保健・医療に関する事例またはテーマを設定してのグループ討論 	
(4) 社会保障制度（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・年金制度 ・生活保護制度 ・最新の住宅施策 等 	
(5) 障害者（児）福祉の動向（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）福祉施策等の最新の動向 	
(6) 高齢者保健福祉の動向（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉施策等の最新の動向 ・サービスの提供と人権（成年後見制度と権利擁護制度） 	
(7) 障害者自立支援法の理解と権利擁護（2時間） 【障害者特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の理解 ・権利擁護・苦情解決・第三者評価に関する理解 	
(8) 障害者（児）ホームヘルプサービスの基	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時の基本姿勢 ・障害者特性に対応できる基本視点の 	

別紙1 研修の科目及び内容（一級課程）

計232時間

科目記号・科目名	内 容	備 考
I 講義 86時間		
1 社会福祉関連の制度とサービス（20時間）		
(1) 障害者（児）福祉の制度とサービス（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）福祉とサービスの詳細な把握 ・障害者（児）福祉に関する事例またはテーマを設定してのグループ討論 	
(2) 高齢者福祉の制度とサービス（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度における高齢者福祉・保健・医療サービスの詳細な把握 ・その他の高齢者福祉の制度とサービスの詳細な把握 ・その他の高齢者保健・医療の制度とサービスの詳細な把握 	(2)、(3)をあわせて総合的に取扱い、介護保険制度を中心とした講義内容とする。
(3) 高齢者保健・医療の制度とサービス（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者福祉・保健・医療に関する事例またはテーマを設定してのグループ討論 	
(4) 社会保障制度（3時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・年金制度 ・生活保護制度 ・最新の住宅施策 等 	
(5) 障害者（児）福祉の動向（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）福祉施策等の最新の動向 	
(6) 高齢者保健福祉の動向（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者保健福祉施策等の最新の動向 ・サービスの提供と人権（成年後見制度と権利擁護制度） 	
(7) 障害者自立支援法の理解と権利擁護（2時間） 【障害者特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の理解 ・権利擁護・苦情解決・第三者評価に関する理解 	
(8) 障害者（児）ホームヘルプサービスの基本視点	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時の基本姿勢 ・障害者特性に対応できる基本視点の形成 	

本視点 (2時間) 【障がい特化科目】	形成		(2時間) 【障害特化科目】		
2 介護の方法と技術 (2.8時間) ※演習を取り入れ実施すること			2 介護の方法と技術 (2.8時間) ※演習を取り入れ実施すること		
(9)介護技術の展開 (3時間)	・食事のケア ・口腔のケア ・排泄のケア ・褥瘡のケア 等	※特に留意が必要な介護技術について理解を深め、その展開を図ること。	(9)介護技術の展開 (3時間)	・食事のケア ・口腔のケア ・排泄のケア ・褥瘡のケア 等	※特に留意が必要な介護技術について理解を深め、その展開を図ること。
(10)障がいのある児童の介護の実際 (3時間)	・各利用者の生活像の把握と困難事例を含む取り組み事例(成功事例、失敗事例)を通した対応方法の学習 ・自閉症(強度行動障害を中心に) ・重度重複障がい者 ・進行性筋ジストロフィー症 ・知的障がい(知的障がい者を含む)		(10)障害のある児童の介護の実際 (3時間)	・各利用者の生活像の把握と困難事例を含む取り組み事例(成功事例、失敗事例)を通した対応方法の学習 ・自閉症(強度行動障害を中心に) ・重度重複障害者 ・進行性筋ジストロフィー症 ・知的障害(知的障害者を含む)	
(11)身体障がい者の介護の実際 (3時間)	・各利用者の生活像の把握と困難事例を含む取り組み事例(成功事例、失敗事例)を通した対応方法の学習 ・中途肢体不自由、脳性麻痺、視覚障がい、聴覚障がい、内部障がい 等		(11)身体障害者の介護の実際 (3時間)	・各利用者の生活像の把握と困難事例を含む取り組み事例(成功事例、失敗事例)を通した対応方法の学習 ・中途肢体不自由、脳性麻痺、視覚障害、聴覚障害、内部障害 等	
(12)認知症高齢者の介護の実際 (3時間)	・認知症高齢者の生活像 ・問題行動、精神症状の理解と対応 ・困難事例を含む取り組み事例(成功事例、失敗事例)研究		(12)認知症高齢者の介護の実際 (3時間)	・認知症高齢者の生活像 ・問題行動、精神症状の理解と対応 ・困難事例を含む取り組み事例(成功事例、失敗事例)研究	
(13)在宅ターミナルケアの実際 (2時間)	・在宅ターミナルケアの意義 ・在宅ターミナル医療の取り組み事例研究 ・在宅ターミナルケアにおけるチームケアと訪問介護員の役割、業務の実際 ・在宅ホスピスの取り組み事例研究		(13)在宅ターミナルケアの実際 (2時間)	・在宅ターミナルケアの意義 ・在宅ターミナル医療の取り組み事例研究 ・在宅ターミナルケアにおけるチームケアと訪問介護員の役割、業務の実際 ・在宅ホスピスの取り組み事例研究	
(14)聴覚障がい者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障がい特化科目】	・聴覚障がい者の心理の理解 ・聴覚障がい者の介護事例検討	※重複障がい者の場合も含めて実施すること。 ※障がい当事者を交えて講義を行うことが望ましい。	(14)聴覚障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・聴覚障害者の心理の理解 ・聴覚障害者の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(15)視覚障がい者の	・視覚障がい者の心理の理解	※重複障がい者の場合も含めて実施すること。	(15)視覚障害者の理解と介護事例検討	・視覚障害者の心理の理解 ・視覚障害者の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。

理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・視覚障害者の介護事例検討	と。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。	(2時間) 【障害特化科目】		※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(16)内部障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・内部障害者の心理の理解 ・内部障害者の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。	(16)内部障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・内部障害者の心理の理解 ・内部障害者の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(17)全身障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・全身障害者の心理の理解 ・全身障害者の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。	(17)全身障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・全身障害者の心理の理解 ・全身障害者の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(18)知的障害(児)の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・知的障害者(児)の心理の理解 ・知的障害者(児)の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。	(18)知的障害(児)の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・知的障害者(児)の心理の理解 ・知的障害者(児)の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(19)精神障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・精神障害者の心理の理解 ・精神障害者の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。	(19)精神障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・精神障害者の心理の理解 ・精神障害者の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(20)難病患者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・難病患者の心理の理解 ・難病患者の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。	(20)難病患者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	・難病患者の心理の理解 ・難病患者の介護事例検討	※重複障害者の場合も含めて実施すること。 ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
3 チームケアとチームワーク (20時間)					
(21)ケアマネジメントの方法 (4時間)	・ケアマネジメントの目的、機能と基本原則 ・ケアマネジメントの方法 ・介護保険制度における居宅介護支援についての理解 ・事例検討と訪問介護員としての関わり方		(21)ケアマネジメント (4時間)	・ケアマネジメントの目的、機能と基本原則 ・ケアマネジメントの方法 ・介護保険制度における居宅介護支援についての理解 ・事例検討と訪問介護員としての関わり方	
(22)介護保険制度とチームケアのあり方	・介護保険制度における運営基準の理解 ・サービス提供責任者・主任級訪問介		(22)介護保険制度とチームケアのあり方 (4時間)	・介護保険制度における運営基準の理解 ・サービス提供責任者・主任級訪問介護員の役割と業務の理解	

【障がい特化科目】			(30)障がい者の地域リハビリテーション (看護の立場) (2時間)	・地域リハビリテーションの役割と理解(看護の立場からの理解) ・地域における障がい者の現状の理解(看護の立場からの理解)	
【障がい特化科目】			5 人権啓発に関する知識(2時間)		
(31)人権啓発に関する基礎知識 (2時間)	・人権啓発に関する基礎知識(同和、高齢者、障がい者、在日外国人、H I V感染者患者等の人権に関して)		(30)障害者の地域リハビリテーション (看護の立場) (2時間)	・地域リハビリテーションの役割と理解(看護の立場からの理解) ・地域における障害者の現状の理解(看護の立場からの理解)	
II 演習(実技講習) 62時間 ※ロールプレイ等については、見学のみで修了してはならない。			5 人権啓発に関する知識(2時間)		
1 居宅介護支援に関する演習(6時間)			(31)人権啓発に関する基礎知識 (2時間)	・人権啓発に関する基礎知識(同和、高齢者、障がい者、在日外国人、H I V感染者患者等の人権に関して)	
(32)ケアマネジメント技術 (4時間)	・想定事例に対するケアマネジメントの各プロセスのシミュレーションとその妥当性等についての小グループによる討論 ・想定事例に対するケアマネジメントへの訪問介護員としての関わり方、他職種との連携のあり方についての小グループによる討論		II 演習(実技講習) 62時間 ※ロールプレイ等については、見学のみで修了してはならない。		
(33)障がい者ケアマネジメントの方法と理解 (2時間)	・サービス提供プランの想定 ・障がい者(児)ホームヘルパーとしての援助目標とケア計画の作成 ・事例報告のまとめ方		1 居宅介護支援に関する演習(6時間)		
【障がい特化科目】			(32)ケアマネジメント技術 (4時間)	・想定事例に対するケアマネジメントの各プロセスのシミュレーションとその妥当性等についての小グループによる討論 ・想定事例に対するケアマネジメントへの訪問介護員としての関わり方、他職種との連携のあり方についての小グループによる討論	
2 指導技術と介護技術の向上に関する演習(56時間)			(33)障害者ケアマネジメントの方法と理解 (2時間)	・サービス提供プランの想定 ・障害者(児)ホームヘルパーとしての援助目標とケア計画の作成 ・事例報告のまとめ方	
(34)指導技術と介護技術の向上 ※1	・想定事例に対するロールプレイ等の方法による助言、指導及び精神的支援	※1 当該科目中に「ベトナムエイジングの方法」及び「援助者の健康管理」を加え実施すること。	【障害特化科目】		
①食事の介護 (4時間)	・受講者相互による介護技術指導を通	※2 「⑥身体障がい者の歩行の介護」では、	2 指導技術と介護技術の向上に関する演習(56時間)		
			(34)指導技術と介護技術の向上	・想定事例に対するロールプレイ等の方法による助言、指導及び精神的支援	当該科目中に「ベトナムエイジングの方法」及び「援助者の健康管理」を加え実施すること。
			①食事の介護 (4時間)	・受講者相互による介護技術指導を通	

②排泄・尿失禁の介護 (4時間)	したスーパービジョンの技術の修得と、自身の基本介護技術の復習、確認	<u>視覚障がい者・肢体不自由者等の障がい特性に留意して実施すること</u>	②排泄・尿失禁の介護 (4時間)	したスーパービジョンの技術の修得と、自身の基本介護技術の復習、確認
③衣服着脱の介護 (4時間)			③衣服着脱の介護 (4時間)	
④入浴の介護 (4時間)			④入浴の介護 (4時間)	
⑤体位・姿勢交換の介護 (4時間)			⑤体位・姿勢交換の介護 (4時間)	
⑥身体障がい者の歩行の介護 ※2 (2時間)			⑥身体障害者の歩行の介護 ※2 (2時間)	
⑦車いすへの移乗等の介護 (2時間)			⑦車いすへの移乗等の介護 (2時間)	
⑧車いす等での移動の介護 (2時間)			⑧車いす等での移動の介護 (2時間)	
⑨身体の清潔の方法 (2時間)			⑨身体の清潔の方法 (2時間)	
⑩緊急時対応法等 (2時間)			⑩緊急時対応法等 (2時間)	
(35) 困難事例等対応技術			<ul style="list-style-type: none"> ・障がい別の状況対応技術 ・本人及または家族に困難性がある事例の対応技術 ・高齢者と性等をテーマにしたロールプレイによる技術の習得 	
①障がい別状況対応技術 (6時間)	①障害別状況対応技術 (6時間)			
②本人に困難性のある事例の対応技術 (6時間)	②本人に困難性のある事例の対応技術 (6時間)			
③家族に困難性のある事例の対応技術	③家族に困難性のある事例の対応技術			

(6時間)			(6時間)		
④ホームヘルパーに 対する過剰な身体接触			④ホームヘルパーに 対する過剰な身体接触		
(2時間)			(2時間)		
(36)福祉用具の使用技 術 (6時間)	・介護実習・普及センター等における 最新の福祉用具等の使用方法の習得 ・最新の福祉用具・方法と、従来の福 祉用具・方法との相違点の把握とその 意義等の理解		(36)福祉用具の使用技 術 (6時間)	・介護実習・普及センター等における 最新の福祉用具等の使用方法の習得 ・最新の福祉用具・方法と、従来の福 祉用具・方法との相違点の把握とその 意義等の理解	
III 実習 84時間 ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。 ※地域におけるチームケアの推進を目的とする「ホームヘルパーと関係職種との協力関係の形成」にも留意して実 施すること。			III 実習 84時間 ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。 ※地域におけるチームケアの推進を目的とする「ホームヘルパーと関係職種との協力関係の形成」にも留意して実 施すること。		
(A) 処遇困難事例対応実 習 (8時間×3日間)	・認知症高齢者等の対応困難者の状態 像の理解 ・認知症高齢者等とのコミュニケーシ ョン技術の向上 ・認知症高齢者等への介護技術の向上	※2級課程で高齢者介護実習をした者は原 則として1日以上、障がい者(児)介護実習 をすること。	(A) 処遇困難事例対応実 習 (8時間×3日間)	・認知症高齢者等の対応困難者の状態 像の理解 ・認知症高齢者等とのコミュニケーシ ョン技術の向上 ・認知症高齢者等への介護技術の向上	※2級課程で高齢者介護実習をした者は原 則として1日以上、障害者(児)介護実習を すること。
(B) 通所型サービス実習 (6時間×2日間)	・通所型サービスの役割と機能の理解 ・食事の介護、排泄の介護等の介護技 術の向上 ・アクティビティプログラムへの参加 による作業療法的あるいは集団療法 的視点の形成と技術の習得 ・健康管理の視点と技術の把握		(B) 通所型サービス実習 (6時間×2日間)	・通所型サービスの役割と機能の理解 ・食事の介護、排泄の介護等の介護技 術の向上 ・アクティビティプログラムへの参加 による作業療法的あるいは集団療法 的視点の形成と技術の習得 ・健康管理の視点と技術の把握	
(C) チームケア実習 (8時間×2日間)	・チームケアのあり方とサービス提供 責任者の役割・業務の把握 ・会議、事例検討への参加 ・サービスの調整業務等への参加 等	※24時間巡回型介護業務実習が望ましい。	(C) チームケア実習 (8時間×2日間)	・チームケアのあり方とサービス提供 責任者の役割・業務の把握 ・会議、事例検討への参加 ・サービスの調整業務等への参加 等	※24時間巡回型介護業務実習が望ましい。
(D) 訪問看護同行訪問 (4時間×2日間)	・訪問看護サービスの役割・機能の体 験的理解 ・訪問看護サービスとホームヘルプサ ービスの連携のあり方の把握		(D) 訪問看護同行訪問 (4時間×2日間)	・訪問看護サービスの役割・機能の体 験的理解 ・訪問看護サービスとホームヘルプサ ービスの連携のあり方の把握	
(E) 相談支援事業に係る 実習 (4時間×1日間)	・相談支援事業の役割・機能の体験的 理解 ・相談支援事業とホームヘルプサービ		(E) 相談支援事業に係る 実習 (4時間×1日間)	・相談支援事業の役割・機能の体験的 理解 ・相談支援事業とホームヘルプサービ	

	スとの連携のあり方の把握	
(F) 居宅介護支援等に係る実習 (4時間×1日間)	・居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの役割・機能の理解及びホームヘルプサービスとの連携のあり方の把握	
(G) 公的関係機関見学 (8時間×1日間)	・各種関係各機関の役割機能の理解 ・ホームヘルプサービスとの連携のあり方についての理解	※公的機関見学2時間以上に加えて当該機関の役割機能等の理解を深めるための講義・講演等と組み合わせて実施しても差し支えない。
(H) 事例報告の検討 (8時間×1日間)	・実習報告書の作成 ・作成された実習報告書数点及び受講者の業務における担当事例報告書数点に対する小グループによる討論形式での検討	

別紙2 研修の科目及び内容(二級課程)

計132時間

科目記号・科目名	内 容	備 考
I 講義 60時間		
1 福祉サービスの基本的理解(6時間)		
(1) 福祉理念とケアサービスの意義 (3時間)	・QOLの向上、ノーマリゼーション等の各福祉分野に共通する主流理念 ・ケアサービスの意義 ・チームケアの必要性	
(2) サービス提供の基本視点 (3時間)	・豊かな人間観 ・他者理解と共感 ・自立支援と自己決定	
2 社会福祉の制度とサービス(6時間)		
(3) 高齢者福祉の制度とサービス (2時間)	・高齢者保健福祉の背景と動向 ・介護保険制度の概要とサービスの理解 ・その他の高齢者保健福祉の制度とサ	

	スとの連携のあり方の把握	
(F) 居宅介護支援等に係る実習 (4時間×1日間)	・居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの役割・機能の理解及びホームヘルプサービスとの連携のあり方の把握	
(G) 公的関係機関見学 (8時間×1日間)	・各種関係各機関の役割機能の理解 ・ホームヘルプサービスとの連携のあり方についての理解	※公的機関見学2時間以上に加えて当該機関の役割機能等の理解を深めるための講義・講演等と組み合わせて実施しても差し支えない。
(H) 事例報告の検討 (8時間×1日間)	・実習報告書の作成 ・作成された実習報告書数点及び受講者の業務における担当事例報告書数点に対する小グループによる討論形式での検討	

別紙2 研修の科目及び内容(二級課程)

計132時間

科目記号・科目名	内 容	備 考
I 講義 60時間		
1 福祉サービスの基本的理解(6時間)		
(1) 福祉理念とケアサービスの意義 (3時間)	・QOLの向上、ノーマリゼーション等の各福祉分野に共通する主流理念 ・ケアサービスの意義 ・チームケアの必要性	
(2) サービス提供の基本視点 (3時間)	・豊かな人間観 ・他者理解と共感 ・自立支援と自己決定	
2 社会福祉の制度とサービス(6時間)		
(3) 高齢者福祉の制度とサービス (2時間)	・高齢者保健福祉の背景と動向 ・介護保険制度の概要とサービスの理解 ・その他の高齢者保健福祉の制度とサ	

	<p>サービスの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・年金・生活保護制度・住宅施策等その他高齢者保健福祉に関する制度、施策 				<p>サービスの理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療・年金・生活保護制度・住宅施策等その他高齢者保健福祉に関する制度、施策 			
(4) 障がい者（児）福祉の制度とサービス（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）福祉の背景と動向 ・身体障がい者、知的障がい者、児童福祉の制度 ・各福祉サービスの種類、内容とその役割 ・障がい者（児）福祉に関する制度、施策 			(4) 障害者（児）福祉の制度とサービス（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者（児）福祉の背景と動向 ・身体障害者、知的障害者、児童福祉の制度 ・各福祉サービスの種類、内容とその役割 ・障害者（児）福祉に関する制度、施策 			
(5) 障害者自立支援法の理解と権利擁護（2時間） 【障がい特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の理解 ・権利擁護・苦情解決・第三者評価に関する理解 			(5) 障害者自立支援法の理解と権利擁護（2時間） 【障害特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者自立支援法の理解 ・権利擁護・苦情解決・第三者評価に関する理解 			
3 ホームヘルプサービスに関する知識（5時間）				3 ホームヘルプサービスに関する知識（5時間）				
(6) ホームヘルプサービス概論（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービスの社会的役割 ・ホームヘルプサービスの制度と業務内容 ・チームケアの理解 ・24時間対応巡回型ホームヘルプサービスの理解 ・在宅介護支援センター等関係機関との連携 ・近隣・ボランティア等との連携 ・関連職種の基本知識 			(6) ホームヘルプサービス概論（2時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービスの社会的役割 ・ホームヘルプサービスの制度と業務内容 ・チームケアの理解 ・24時間対応巡回型ホームヘルプサービスの理解 ・在宅介護支援センター等関係機関との連携 ・近隣・ボランティア等との連携 ・関連職種の基本知識 			
(7) ホームヘルパーの職業倫理（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス業務においてとるべき基本的態度 ・福祉業務従事者としての倫理 ・サービス利用者における人権の尊重、プライバシーの保護等 (事例を用いるのが望ましい) 			(7) ホームヘルパーの職業倫理（1時間）	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームヘルプサービス業務においてとるべき基本的態度 ・福祉業務従事者としての倫理 ・サービス利用者における人権の尊重、プライバシーの保護等 (事例を用いるのが望ましい) 			

	・成年後見制度と権利擁護制度			・成年後見制度と権利擁護制度	
(8) 障害者（児）ホームヘルプサービスの基本視点（2時間） 【障害特化科目】	・サービス提供時の基本姿勢 ・障害特性に対応できる基本視点の形成		(8) 障害者（児）ホームヘルプサービスの基本視点（2時間） 【障害特化科目】	・サービス提供時の基本姿勢 ・障害特性に対応できる基本視点の形成	
4 サービス利用者の理解（4時間）			4 サービス利用者の理解（4時間）		
(9) 高齢者、障害者（児）の心理（2時間）	・高齢者、障害者（児）の生活・行動と心理 ・高齢者、障害者（児）の人間関係 ・高齢者、障害者（児）とのコミュニケーション ・心理的援助の実際	(9') 高齢者の心理、家族の理解 (10') 障害者（児）の心理、家族の理解に分けて実施することも可	(9) 高齢者、障害者（児）の心理（2時間）	・高齢者、障害者（児）の生活・行動と心理 ・高齢者、障害者（児）の人間関係 ・高齢者、障害者（児）とのコミュニケーション ・心理的援助の実際	(9') 高齢者の心理、家族の理解 (10') 障害者（児）の心理、家族の理解に分けて実施することも可
(10) 高齢者、障害者（児）の家族の理解（2時間）	・家族、世帯等の定義と内部構造 ・高齢者、障害者（児）の家族のストレス ・家族に対するアセスメントの方法 ・家族とのコミュニケーションと援助 ・母子、父子家庭の理解		(10) 高齢者、障害者（児）の家族の理解（2時間）	・家族、世帯等の定義と内部構造 ・高齢者、障害者（児）の家族のストレス ・家族に対するアセスメントの方法 ・家族とのコミュニケーションと援助 ・母子、父子家庭の理解	
5 介護に関する知識と方法（21時間）			5 介護に関する知識と方法（21時間）		
(11) 介護概論（3時間）	・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・在宅介護におけるリハビリテーションの視点 ・リハビリテーション介護とは ・ターミナルケアの考え方 ・介護者の健康管理		(11) 介護概論（3時間）	・介護の目的、機能と基本原則 ・介護ニーズと基本的対応 ・在宅介護におけるリハビリテーションの視点 ・リハビリテーション介護とは ・ターミナルケアの考え方 ・介護者の健康管理	
(12) 住宅・福祉用具に関する知識（4時間）	・生活行動と生活空間 ・在宅介護における住宅の役割と機能 ・快適な室内環境、防災等の安全管理 ・住宅改造のポイントと事例 ・福祉用具の役割と利用に関する知識	①住宅に関する知識 ②福祉用具に関する知識 に分けて実施することも可	(12) 住宅・福祉用具に関する知識（4時間）	・生活行動と生活空間 ・在宅介護における住宅の役割と機能 ・快適な室内環境、防災等の安全管理 ・住宅改造のポイントと事例 ・福祉用具の役割と利用に関する知識	①住宅に関する知識 ②福祉用具に関する知識 に分けて実施することも可

	<ul style="list-style-type: none"> ・主な福祉用具の種類と機能・使用方法に関する知識 ・介護保険制度上の福祉用具貸与・購入、住宅改修費の概要 			<ul style="list-style-type: none"> ・主な福祉用具の種類と機能・使用方法に関する知識 ・介護保険制度上の福祉用具貸与・購入、住宅改修費の概要 	
(13)聴覚障がい者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障がい特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者の心理の理解 ・聴覚障がい者の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障がい者の場合も含めて実施すること ※障がい当事者を交えて講義を行うことが望ましい。 	(13)聴覚障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障害者の心理の理解 ・聴覚障害者の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障害者の場合も含めて実施すること ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(14)視覚障がい者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障がい特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がい者の心理の理解 ・視覚障がい者の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障がい者の場合も含めて実施すること ※障がい当事者を交えて講義を行うことが望ましい。 	(14)視覚障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者の心理の理解 ・視覚障害者の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障害者の場合も含めて実施すること ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(15)内部障がい者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障がい特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・内部障がい者の心理の理解 ・内部障がい者の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障がい者の場合も含めて実施すること ※障がい当事者を交えて講義を行うことが望ましい。 	(15)内部障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・内部障害者の心理の理解 ・内部障害者の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障害者の場合も含めて実施すること ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(16)全身障がい者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障がい特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・全身障がい者の心理の理解 ・全身障がい者の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障がい者の場合も含めて実施すること ※障がい当事者を交えて講義を行うことが望ましい。 	(16)全身障害者の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・全身障害者の心理の理解 ・全身障害者の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障害者の場合も含めて実施すること ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(17)知的障がい者（児）の理解と介護事例検討 (2時間) 【障がい特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者（児）の心理の理解 ・知的障がい者（児）の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障がい者の場合も含めて実施すること ※障がい当事者を交えて講義を行うことが望ましい。 	(17)知的障害者（児）の理解と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者（児）の心理の理解 ・知的障害者（児）の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障害者の場合も含めて実施すること ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
(18)精神障害者の理解と介護事例検討 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者の心理の理解 ・精神障がい者の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障がい者の場合も含めて実施すること ※障がい当事者を交えて講義を行うことが望ましい。 	(18)精神障害者の理解と介護事例検討 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の心理の理解 ・精神障害者の介護事例検討 	<ul style="list-style-type: none"> ※重複障害者の場合も含めて実施すること ※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。

【障害特化科目】			【障害特化科目】		
(19) 難病患者の理解 と介護事例検討 (2時間) 【障がい特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の心理の理解 ・難病患者の介護事例検討 	<p>※重複障がい者の場合も含めて実施すること</p> <p>※障がい当事者を交えて講義を行うことが望ましい。</p>	(19) 難病患者の理解 と介護事例検討 (2時間) 【障害特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者の心理の理解 ・難病患者の介護事例検討 	<p>※重複障害者の場合も含めて実施すること</p> <p>※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。</p>
6 生活援助に関する知識と方法 (4時間)			6 生活援助に関する知識と方法 (4時間)		
(20) 生活援助の方法 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助の目的、機能と基本原則 ・生活援助の方法 ・生活援助における自立支援 ・高齢者、障がい者(児)と栄養、食生活のあり方 ・食品の保存・管理 ・ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理 ・高齢者、障がい者(児)への調理技術(味付け、きざみ食等) ・糖尿病、高血圧等に対応する特別食 ・高齢者、障がい者(児)と被服 	<p>①生活援助の方法</p> <p>②栄養、食生活のあり方に分けて実施することも可</p>	(20) 生活援助の方法 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助の目的、機能と基本原則 ・生活援助の方法 ・生活援助における自立支援 ・高齢者、障害者(児)と栄養、食生活のあり方 ・食品の保存・管理 ・ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理 ・高齢者、障害者(児)への調理技術(味付け、きざみ食等) ・糖尿病、高血圧等に対応する特別食 ・高齢者、障害者(児)と被服 	<p>①生活援助の方法</p> <p>②栄養、食生活のあり方に分けて実施することも可</p>
7 相談援助とケア計画の方法 (4時間)			7 相談援助とケア計画の方法 (4時間)		
(21) 相談援助とケア 計画の方法 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの視点と方法 ・介護保険制度における居宅介護支援の理解 ・相談援助の目的、機能と基本原則 ・情報収集とニーズの発見 ・ケア計画の方法 ・援助内容の見直しの視点と手続き 		(21) 相談援助とケア 計画の方法 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントの視点と方法 ・介護保険制度における居宅介護支援の理解 ・相談援助の目的、機能と基本原則 ・情報収集とニーズの発見 ・ケア計画の方法 ・援助内容の見直しの視点と手続き 	
8 関連領域の基礎知識 (8時間)			8 関連領域の基礎知識 (8時間)		
(22) 医学の基礎知識 I (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法(バイタルサインの発見方法を含む) ・感染症の理解と予防 		(22) 医学の基礎知識 I (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法(バイタルサインの発見方法を含む) ・感染症の理解と予防 	

	・医療関係制度の基礎知識					
(23)在宅看護の基礎知識Ⅰ (2時間)	・在宅看護方法の理解 ・身体の観察 ・薬の飲ませ方と保管 ・特別な処置			(23)在宅看護の基礎知識Ⅰ (2時間)	・医療関係制度の基礎知識 ・在宅看護方法の理解 ・身体の観察 ・薬の飲ませ方と保管 ・特別な処置	
(24)障がい者の地域リハビリテーション (医学の立場) (2時間) 【障がい特化科目】	・地域リハビリテーションの役割と理解(医学の立場からの理解) ・地域における障がい者の現状の理解(医学の立場からの理解)			(24)障害者の地域リハビリテーション (医学の立場) (2時間) 【障害特化科目】	・地域リハビリテーションの役割と理解(医学の立場からの理解) ・地域における障害者の現状の理解(医学の立場からの理解)	
(25)障がい者の地域リハビリテーション (看護の立場) (2時間) 【障がい特化科目】	・地域リハビリテーションの役割と理解(看護の立場からの理解) ・地域における障がい者の現状の理解(看護の立場からの理解)			(25)障害者の地域リハビリテーション (看護の立場) (2時間) 【障害特化科目】	・地域リハビリテーションの役割と理解(看護の立場からの理解) ・地域における障害者の現状の理解(看護の立場からの理解)	
9 人権啓発に関する知識(2時間)			9 人権啓発に関する知識(2時間)			
(26)人権啓発に関する基礎知識 (2時間)	・人権啓発に関する基礎知識(同和、高齢者、障がい者、在日外国人、H1V感染症患者等の人権に関して)			(26)人権啓発に関する基礎知識 (2時間)	・人権啓発に関する基礎知識(同和、高齢者、障害者、在日外国人、H1V感染症患者等の人権に関して)	
Ⅱ 演習(実技講習) 42時間 ※ロールプレイ等については、見学のみで修了してはならない。			Ⅱ 演習(実技講習) 42時間 ※ロールプレイ等については、見学のみで修了してはならない。			
1 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習(4時間)			1 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習(4時間)			
(27)共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)	・ロールプレイ等の方法によりサービス提供現場の演習を通して、サービス利用者に対する共感的理解と基本的態度を形成			(27)共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)	・ロールプレイ等の方法によりサービス提供現場の演習を通して、サービス利用者に対する共感的理解と基本的態度を形成	
2 基本介護技術の向上に関する演習(30時間)			2 基本介護技術の向上に関する演習(30時間)			
(28)基本介護技術 ※1 ①食事の介護 (4時間)	・食事、排泄、入浴、移動・移乗、その他基本的な介護技術を習得	※1 当該科目中に「ベットメイキングの方法」及び「援助者の健康管理」を加え実施すること。		(28)基本介護技術 ①食事の介護 (4時間)	・食事、排泄、入浴、移動・移乗、その他基本的な介護技術を習得	当該科目中に「ベットメイキングの方法」及び「援助者の健康管理」を加え実施すること。
②排泄・尿失禁の介護 (4時間)			※2 「⑥身体障がい者の歩行の介護」では、視覚障がい者・肢体不	(28)基本介護技術 ②排泄・尿失禁の介護 (4時間)		

③衣服着脱の介護 (4時間)		自由者等の障がい特性に留意して実施すること	③衣服着脱の介護 (4時間)			
④入浴の介護 (4時間)			④入浴の介護 (4時間)			
⑤体位・姿勢交換の介護 (4時間)			⑤体位・姿勢交換の介護 (4時間)			
⑥身体障がい者の歩 行の介護 ※2 (2時間)			⑥身体障害者の歩 行の介護 ※2 (2時間)			
⑦車いすへの移乗の 介護 (2時間)			⑦車いすへの移乗の 介護 (2時間)			
⑧車いす等の移動 の介護 (2時間)			⑧車いす等の移動 の介護 (2時間)			
⑨身体の清潔の方法 (2時間)			⑨身体の清潔の方法 (2時間)			
⑩緊急時対応法等 (2時間)			⑩緊急時対応法等 (2時間)			
3 訪問介護計画の作成等に関する演習 (5時間)			3 訪問介護計画の作成等に関する演習 (5時間)			
(29) ケア計画の作成と 記録、報告の技術 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供プランの想定 訪問介護員としての援助目標とケア計画の作成 記録の書き方 上司への報告・相談の仕方 (カンファレンスでの報告の仕方を含む) 事例報告のまとめ方 		※ロールプレイ等により行うこと ※記録の書き方については、いくつかの適切と思われる記録様式 (用紙) を紹介すること ※事例報告のまとめ方については、いくつかの既存の事例報告を紹介し、討論形式で学習すること	(29) ケア計画の作成と 記録、報告の技術 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供プランの想定 訪問介護員としての援助目標とケア計画の作成 記録の書き方 上司への報告・相談の仕方 (カンファレンスでの報告の仕方を含む) 事例報告のまとめ方 	※ロールプレイ等により行うこと ※記録の書き方については、いくつかの適切と思われる記録様式 (用紙) を紹介すること ※事例報告のまとめ方については、いくつかの既存の事例報告を紹介し、討論形式で学習すること
(30) 障がい者ケアマネ ジメントの方法と 理解	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供プランの想定 障がい者 (児) ホームヘルパーとしての援助目標とケア計画の作成 	(30) 障がい者ケアマネ ジメントの方法と 理解 (2時間)		<ul style="list-style-type: none"> サービス提供プランの想定 障害者 (児) ホームヘルパーとしての援助目標とケア計画の作成 事例報告のまとめ方 		

(2時間)	・事例報告のまとめ方	
【障がい特化科目】		
4 レクリエーションに関する演習 (3時間)		
(31)レクリエーション 体験学習 (3時間)	・レクリエーションの視点とプログラム ・高齢者、障がい者(児)を対象とするレクリエーションの体験学習	
Ⅲ 実習 30時間 ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。		
(A)介護実習 (8時間×2日)	・介護老人福祉施設等における介護実習	
(B)ホームヘルプサービス同行訪問 (4時間×2日)	・ホームヘルプサービス同行訪問による業務実習	
(C)在宅サービス提供 現場見学 (6時間×1日)	・デイサービスセンター等の在宅サービス提供現場の見学	

【障がい特化科目】		
4 レクリエーションに関する演習 (3時間)		
(31)レクリエーション 体験学習 (3時間)	・レクリエーションの視点とプログラム ・高齢者、障がい者(児)を対象とするレクリエーションの体験学習	
Ⅲ 実習 30時間 ※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。		
(A)介護実習 (8時間×2日)	・介護老人福祉施設等における介護実習	
(B)ホームヘルプサービス同行訪問 (4時間×2日)	・ホームヘルプサービス同行訪問による業務実習	
(C)在宅サービス提供 現場見学 (6時間×1日)	・デイサービスセンター等の在宅サービス提供現場の見学	

別紙3 研修の科目及び内容 (三級課程)

計52時間

科目記号・科目名	内 容	備 考
I 講義 27時間		
1 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義 (3時間)		
(1) サービス提供の 基本視点 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ QOL等、主要な福祉理念 ・ 豊かな人間観 ・ 他者理解と共感 ・ 自立支援と自己決定 	
2 社会福祉の制度とサービス (4時間)		
(2) 高齢者福祉の制度 とサービス (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者保健福祉の背景と動向 ・ 介護保険制度の概要とサービスの理解 ・ その他高齢者保健福祉の制度とサービスの理解 ・ 医療・年金・生活保護制度・住宅施策等その他高齢者保健福祉に関連する制度、施策 ・ サービス提供と人権擁護 	
(3) 障がい者 (児) 福祉 の制度とサービス (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者 (児) 福祉の背景と動向 ・ 障がい者 (児) 福祉の制度とサービスの種類、内容とその役割 ・ 障がい者 (児) 福祉に関連する制度、施策 	
(4) 障害者自立支援法 の理解と権利擁護 (2時間) 【障がい特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者自立支援法の理解 ・ 権利擁護・苦情解決・第三者評価に関する理解 	
3 訪問介護に関する講義 (3時間)		
(5) ホームヘルプサー ビス概論	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームヘルプサービスの社会的役割 ・ ホームヘルプサービスの制度と業務 	

別紙3 研修の科目及び内容 (三級課程)

計52時間

科目記号・科目名	内 容	備 考
I 講義 27時間		
1 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義 (3時間)		
(1) サービス提供の 基本視点 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ QOL等、主要な福祉理念 ・ 豊かな人間観 ・ 他者理解と共感 ・ 自立支援と自己決定 	
2 社会福祉の制度とサービス (4時間)		
(2) 高齢者福祉の制度 とサービス (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者保健福祉の背景と動向 ・ 介護保険制度の概要とサービスの理解 ・ その他高齢者保健福祉の制度とサービスの理解 ・ 医療・年金・生活保護制度・住宅施策等その他高齢者保健福祉に関連する制度、施策 ・ サービス提供と人権擁護 	
(3) 障害者 (児) 福祉 の制度とサービス (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者 (児) 福祉の背景と動向 ・ 障害者 (児) 福祉の制度とサービスの種類、内容とその役割 ・ 障害者 (児) 福祉に関連する制度、施策 	
(4) 障害者自立支援法 の理解と権利擁護 (2時間) 【障害特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の理解 ・ 権利擁護・苦情解決・第三者評価に関する理解 	
3 訪問介護に関する講義 (3時間)		
(5) ホームヘルプサー ビス概論	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームヘルプサービスの社会的役割 ・ ホームヘルプサービスの制度と業務 	

(1時間)	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームケアの理解 ・24時間対応巡回型ホームヘルプサービスの理解 ・在宅介護支援センター等関係各機関との連携 ・近隣・ボランティア等との連携 ・関連職種の基本知識 ・ホームヘルプサービス業務においてとるべき基本的態度 ・福祉業務従事者としての倫理 ・サービス提供における利用者の人権の尊重、プライバシーの保護等 (事例を用いるのが望ましい) 		(1時間)	<p>内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チームケアの理解 ・24時間対応巡回型ホームヘルプサービスの理解 ・在宅介護支援センター等関係各機関との連携 ・近隣・ボランティア等との連携 ・関連職種の基本知識 ・ホームヘルプサービス業務においてとるべき基本的態度 ・福祉業務従事者としての倫理 ・サービス提供における利用者の人権の尊重、プライバシーの保護等 (事例を用いるのが望ましい) 	
(6) 障がい者(児) ホームヘルプサービスの基本視点 (2時間) 【障がい特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時の基本姿勢 ・障がい特性に対応できる基本視点の形成 		(6) 障害者(児) ホームヘルプサービスの基本視点 (2時間) 【障害特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時の基本姿勢 ・障害特性に対応できる基本視点の形成 	
4 高齢者及び障がい者の疾病、障がい等及び基礎的な介護技術に関する講義 (6時間)			4 高齢者及び障害者の疾病、障害等及び基礎的な介護技術に関する講義 (6時間)		
(7) サービス利用者の理解 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者(児)の心身と生活像の理解 ・高齢者、障がい者(児)への援助 ・高齢者、障がい者(児)の家族の理解と援助 		(7) サービス利用者の理解 (1時間)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障害者(児)の心身と生活像の理解 ・高齢者、障害者(児)への援助 ・高齢者、障害者(児)の家族の理解と援助 	
(8) 身体障がい者の理解と介護事例検討 (3時間) 【障がい特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者の心理の理解 ・身体障がい者の介護事例検討 	<p>※重複障がい者の場合も含めて実施すること。</p> <p>※障がい当事者を交えて講義を行うことが望ましい。</p>	(8) 身体障害者の理解と介護事例検討 (3時間) 【障害特化科目】	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者の心理の理解 ・身体障害者の介護事例検討 	<p>※重複障害者の場合も含めて実施すること。</p> <p>※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。</p>
(9) 知的障がい者(児)の理解と介護事例	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者(児)の心理の理解 ・知的障がい者(児)の介護事例検討 	<p>※重複障がい者の場合も含めて実施すること。</p>	(9) 知的障害者(児)の理解と介護事例	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者(児)の心理の理解 ・知的障害者(児)の介護事例検討 	<p>※重複障害者の場合も含めて実施すること。</p>

検討 (2時間) 【障がい特化科目】		※障がい当事者を交えて講義を行うことが望ましい。	検討 (2時間) 【障害特化科目】		※障害当事者を交えて講義を行うことが望ましい。
5 生活援助の方法に関する講義 (4時間)			5 生活援助の方法に関する講義 (4時間)		
(10)生活援助の方法 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> 生活援助の目的、機能と基本原則 生活援助の方法 生活援助における自立支援 高齢者、障がい者(児)と栄養、食生活のあり方 食品の保存・管理 ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理 高齢者、障がい者(児)への調理技術(味付け、きざみ食等) 糖尿病、高血圧等に対応する特別食 高齢者、障がい者(児)と被服 快適な室内環境と安全管理 		(10)生活援助の方法 (4時間)	<ul style="list-style-type: none"> 生活援助の目的、機能と基本原則 生活援助の方法 生活援助における自立支援 高齢者、障害者(児)と栄養、食生活のあり方 食品の保存・管理 ゴミの始末、調理器具、食器等の衛生管理 高齢者、障害者(児)への調理技術(味付け、きざみ食等) 糖尿病、高血圧等に対応する特別食 高齢者、障害者(児)と被服 快適な室内環境と安全管理 	
6 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 (5時間)			6 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 (5時間)		
(11)医学の基礎知識 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法(バイタルサインの発見方法を含む) 感染症の理解と予防 身体を観察 薬の飲ませ方と保管 医療関係制度の基礎知識 介護保険法における特定疾患の概要 		(11)医学の基礎知識 (3時間)	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な疾患の基礎知識と予防・対処方法(バイタルサインの発見方法を含む) 感染症の理解と予防 身体を観察 薬の飲ませ方と保管 医療関係制度の基礎知識 介護保険法における特定疾患の概要 	
(12)心理面への援助方法 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 心理面への援助の必要性と方法 レクリエーション視点と実際 		(12)心理面への援助方法 (2時間)	<ul style="list-style-type: none"> 心理面への援助の必要性と方法 レクリエーション視点と実際 	
7 人権啓発に関する知識 (2時間)			7 人権啓発に関する知識 (2時間)		
(13)人権啓発に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発に関する基礎知識(同和、高齢者、障がい者、在日外国人) 		(13)人権啓発に関する基礎知識	<ul style="list-style-type: none"> 人権啓発に関する基礎知識(同和、高齢者、障害者、在日外国人) 	

(2時間)	H I V感染症患者等の人権に関して)	
II 演習 (実技講習)	17時間	※ロールプレイ等については、見学のみで修了してはならない。
1 福祉サービスを提供する際の基礎的な知識に関する演習 (4時間)		
(14) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)	・ロールプレイ等の方法によるサービス提供場面の演習を通して、サービス利用者に対する共感的理解と基本的態度を形成する。	
2 基礎的な介護技術に関する演習 (10時間)		
(15) 介護技術入門	・食事の介護	※当該科目中に「身体の清潔の方法」を加え実施すること。
①食事の介護 (2時間)	・排泄・尿失禁の介護	
②排泄・尿失禁の介護 (2時間)	・体位・姿勢交換の介護	
③体位・姿勢交換の介護等 (2時間)	・車いすへの移乗、車いす等での移動の介護	
④車いすへの移乗等及び移動の介護 (2時間)	・緊急時対応	
⑤緊急時対応法等 (2時間)		
3 事例の検討等に関する演習 (3時間)		
(16) ホームヘルプサービスの共通理解 (1時間)	・現任の主任ヘルパー等を囲んで、事例検討や実践的内容のグループ討議を行う。	
(17) 障害者ケアマネジメントの方法と理解 (2時間) 【障害特化科目】	・サービス提供プランの想定 ・障害者 (児) ホームヘルパーとしての援助目標とケア計画の作成 ・事例報告のまとめ方	
III 実習	8時間	※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。

(2時間)	H I V感染症患者等の人権に関して)	
II 演習 (実技講習)	17時間	※ロールプレイ等については、見学のみで修了してはならない。
1 福祉サービスを提供する際の基礎的な知識に関する演習 (4時間)		
(14) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間)	・ロールプレイ等の方法によるサービス提供場面の演習を通して、サービス利用者に対する共感的理解と基本的態度を形成する。	
2 基礎的な介護技術に関する演習 (10時間)		
(15) 介護技術入門	・食事の介護	※当該科目中に「身体の清潔の方法」を加え実施すること。
①食事の介護 (2時間)	・排泄・尿失禁の介護	
②排泄・尿失禁の介護 (2時間)	・体位・姿勢交換の介護	
③体位・姿勢交換の介護等 (2時間)	・車いすへの移乗、車いす等での移動の介護	
④車いすへの移乗等及び移動の介護 (2時間)	・緊急時対応	
⑤緊急時対応法等 (2時間)		
3 事例の検討等に関する演習 (3時間)		
(16) ホームヘルプサービスの共通理解 (1時間)	・現任の主任ヘルパー等を囲んで、事例検討や実践的内容のグループ討議を行う。	
(17) 障害者ケアマネジメントの方法と理解 (2時間) 【障害特化科目】	・サービス提供プランの想定 ・障害者 (児) ホームヘルパーとしての援助目標とケア計画の作成 ・事例報告のまとめ方	
III 実習	8時間	※実習に先立ち、オリエンテーションを実施すること。

(A) ホームヘルプサー ビス同行訪問 (4時間×1日)	・ホームヘルプサービス同行訪問見学 による体験実習		(A) ホームヘルプサー ビス同行訪問 (4時間×1日)	・ホームヘルプサービス同行訪問見学 による体験実習	
(B) 在宅サービス提供 現場見学 (4時間×1日)	・デイサービスセンター等の在宅サー ビス提供現場の見学		(B) 在宅サービス提供 現場見学 (4時間×1日)	・デイサービスセンター等の在宅サー ビス提供現場の見学	

別紙8

居宅介護従業者養成研修科目免除一覧

【一級課程】

(1) 看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）の資格を有する者	全科目
(2) 介護員養成研修介護職員基礎研修課程若しくは一級課程修了者又は履修中の者	障がい特化科目（24時間）、人権啓発に関する基礎知識（2時間）及び相談支援事業に係る実習（4時間）を除く全科目

【二級課程】

(1) 三級課程又は 居宅介護従業者養成研修三級課程修了者	(2) サービス提供の基本視点（3時間） (6) ホームヘルプサービス概論（2時間） (11) 介護概論（3時間） (20) 生活援助の方法（4時間） (27) 共感的理解と基本的態度の形成（4時間） (31) レクリエーション体験学習（3時間） (C) 在宅サービス提供現場見学（6時間）
(2) 介護等の実務経験を有する者	

別紙8

居宅介護従業者養成研修科目免除一覧

【一級課程】

(1) 看護師等（看護師、准看護師、保健師、助産師）の資格を有する者	全科目
(2) 介護員養成研修介護職員基礎研修課程若しくは一級課程修了者又は履修中の者	障害特化科目（24時間）、人権啓発に関する基礎知識（2時間）及び相談支援事業に係る実習（4時間）を除く全科目

【二級課程】

(1) 三級課程又は 居宅介護従業者養成研修三級課程修了者	(2) サービス提供の基本視点（3時間） (6) ホームヘルプサービス概論（2時間） (11) 介護概論（3時間） (20) 生活援助の方法（4時間） (27) 共感的理解と基本的態度の形成（4時間） (31) レクリエーション体験学習（3時間） (C) 在宅サービス提供現場見学（6時間）
(2) 介護等の実務経験を有する者	

<p>①訪問介護サービス従事者 (介護保険法上の訪問介護サービス又は障害者自立支援法上の居宅介護サービスについて、従業期間365日以上かつ従事日数180日以上の方)</p>	<p>(2) サービス提供の基本視点 (3時間) (3) 高齢者福祉の制度とサービス (2時間) (4) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間) (6) ホームヘルプサービス概論 (2時間) (11)介護概論 (3時間) (20)生活援助の方法 (4時間) (22)医学の基礎知識 I (2時間) (27)共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) (28)基本介護技術 (30時間) (31)レクリエーション体験学習 (3時間) (A) 介護実習 (16時間) (B) ホームヘルプサービス同行訪問 (8時間) (C) 在宅サービス提供現場見学 (6時間)</p>	<p>①訪問介護サービス従事者 (介護保険法上の訪問介護サービス又は障害者自立支援法上の居宅介護サービスについて、従業期間365日以上かつ従事日数180日以上の方)</p>	<p>(2) サービス提供の基本視点 (3時間) (3) 高齢者福祉の制度とサービス (2時間) (4) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間) (6) ホームヘルプサービス概論 (2時間) (11)介護概論 (3時間) (20)生活援助の方法 (4時間) (22)医学の基礎知識 I (2時間) (27)共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) (28)基本介護技術 (30時間) (31)レクリエーション体験学習 (3時間) (A) 介護実習 (16時間) (B) ホームヘルプサービス同行訪問 (8時間) (C) 在宅サービス提供現場見学 (6時間)</p>
<p>②上記以外の者(施設の介護職員等) (介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務について、従業期間365日以上かつ従事日数180日以上の方)</p>	<p>(2) サービス提供の基本視点 (3時間) (3) 高齢者福祉の制度とサービス (2時間) (4) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間) (11)介護概論 (3時間) (20)生活援助の方法 (4時間) (22)医学の基礎知識 I (2時間) (27)共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) (28)基本介護技術 (30時間) (31)レクリエーション体験学習 (3時間) (A) 介護実習 (16時間) (C) 在宅サービス提供現場見学 (6時間)</p>	<p>②上記以外の者(施設の介護職員等) (介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務について、従業期間365日以上かつ従事日数180日以上の方)</p>	<p>(2) サービス提供の基本視点 (3時間) (3) 高齢者福祉の制度とサービス (2時間) (4) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間) (11)介護概論 (3時間) (20)生活援助の方法 (4時間) (22)医学の基礎知識 I (2時間) (27)共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) (28)基本介護技術 (30時間) (31)レクリエーション体験学習 (3時間) (A) 介護実習 (16時間) (C) 在宅サービス提供現場見学 (6時間)</p>
<p>(3)介護員養成研修二級課程修了者又は履修中の者</p>	<p>障害特化科目(24時間)及び人権啓発に関する基礎知識(2時間)を除く全科目</p>	<p>(3)介護員養成研修二級課程修了者又は履修中の者</p>	<p>障害特化科目(24時間)及び人権啓発に関する基礎知識(2時間)を除く全科目</p>
<p>(4)外出介護(移動介護)従業者養成研修修了者 (視覚障害者・全身性障害者・知的障害者) (移動支援従業者養成研修は含まない。)</p>	<p>(4) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間) (6) ホームヘルプサービス概論 (2時間) (7) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)</p>	<p>(4)外出介護(移動介護)従業者養成研修修了者 (視覚障害者・全身性障害者・知的障害者) (移動支援従業者養成研修は含まない。)</p>	<p>(4) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間) (6) ホームヘルプサービス概論 (2時間) (7) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)</p>

(5) 日常生活支援従業者養成研修修了者 (重度訪問介護従業者養成研修は含まない。)	(6) ホームヘルプサービス概論 (2時間) (7) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)
(6) 介護サービス技能審査に合格した者	
①向上コース(注1)を修了し技能審査受験資格を得て取得した者	(11)介護概論 (3時間)
	(1) 福祉理念とケアサービスの意義 (3時間) (2) サービス提供の基本視点 (3時間) (3) 高齢者福祉の制度とサービス (2時間) (4) 障がい者(児)福祉の制度とサービス (2時間) (6) ホームヘルプサービス概論 (2時間) (7) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間) (9) 高齢者・障がい者(児)の心理 (2時間) (10) 高齢者・障がい者(児)の家族の理解 (2時間)
②短期課程(注2)を修了し技能審査受験資格を得て取得した者	(11)介護概論 (3時間) (12)住宅・福祉用具に関する知識 (4時間) (20)生活援助の方法 (4時間) (22)医学の基礎知識 I (2時間) (23)在宅看護の基礎知識 I (2時間) (27)共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) (28)基本介護技術 (30時間) (31)レクリエーション体験学習 (3時間) (A) 介護実習 (16時間) (C) 在宅サービス提供現場見学 (6時間)

(5) 日常生活支援従業者養成研修修了者 (重度訪問介護従業者養成研修は含まない。)	(6) ホームヘルプサービス概論 (2時間) (7) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間)
(6) 介護サービス技能審査に合格した者	
①向上コース(注1)を修了し技能審査受験資格を得て取得した者	(11)介護概論 (3時間)
	(1) 福祉理念とケアサービスの意義 (3時間) (2) サービス提供の基本視点 (3時間) (3) 高齢者福祉の制度とサービス (2時間) (4) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2時間) (6) ホームヘルプサービス概論 (2時間) (7) ホームヘルパーの職業倫理 (1時間) (9) 高齢者・障害者(児)の心理 (2時間) (10) 高齢者・障害者(児)の家族の理解 (2時間)
②短期課程(注2)を修了し技能審査受験資格を得て取得した者	(11)介護概論 (3時間) (12)住宅・福祉用具に関する知識 (4時間) (20)生活援助の方法 (4時間) (22)医学の基礎知識 I (2時間) (23)在宅看護の基礎知識 I (2時間) (27)共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) (28)基本介護技術 (30時間) (31)レクリエーション体験学習 (3時間) (A) 介護実習 (16時間) (C) 在宅サービス提供現場見学 (6時間)

※(1)、(4)の研修は相当する研修を含むものとする。

※(注1) 向上コース 介護労働安定センターが実施している介護労働者職業講習のうち、全国民営職業紹介事業協会に委託して実施している研修

※(注2) 短期課程 職業能力開発促進法施行規則第11条第5項及び職業能力開発促進法第19条第2項第7号に規定する短期課程(総訓練時間700時間以上)における介護に関する訓練

※(1)、(4)の研修は相当する研修を含むものとする。

※(注1) 向上コース 介護労働安定センターが実施している介護労働者職業講習のうち、全国民営職業紹介事業協会に委託して実施している研修

※(注2) 短期課程 職業能力開発促進法施行規則第11条第5項及び職業能力開発促進法第19条第2項第7号に規定する短期課程(総訓練時間700時間以上)における介護に関する訓練

【三級課程】		【三級課程】	
(1) 介護等の実務経験を有する者		(1) 介護等の実務経験を有する者	
①訪問介護サービス従事者 (介護保険法上の訪問介護サービス又は障害者自立支援法上の居宅介護サービスについて、従業期間365日以上かつ従事日数180日以上)の者)	全科目	①訪問介護サービス従事者 (介護保険法上の訪問介護サービス又は障害者自立支援法上の居宅介護サービスについて、従業期間365日以上かつ従事日数180日以上)の者)	全科目
②上記以外の者(施設の介護職員等) (介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務について、従業期間365日以上かつ従事日数180日以上)の者)	(1) サービス提供の基本視点 (3時間) (2) 高齢者福祉の制度とサービス (1時間) (3) 障害者(児)福祉の制度とサービス (1時間) (7) サービス利用者の理解 (1時間) (10) 生活援助の方法 (4時間) (11) 医学の基礎知識 (3時間) (12) 心理面への援助方法 (2時間) (14) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) (15) 介護技術入門 (10時間) (A) ホームヘルプサービス同行訪問 (4時間) (B) 在宅サービス提供現場見学 (4時間)	②上記以外の者(施設の介護職員等) (介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務について、従業期間365日以上かつ従事日数180日以上)の者)	(1) サービス提供の基本視点 (3時間) (2) 高齢者福祉の制度とサービス (1時間) (3) 障害者(児)福祉の制度とサービス (1時間) (7) サービス利用者の理解 (1時間) (10) 生活援助の方法 (4時間) (11) 医学の基礎知識 (3時間) (12) 心理面への援助方法 (2時間) (14) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) (15) 介護技術入門 (10時間) (A) ホームヘルプサービス同行訪問 (4時間) (B) 在宅サービス提供現場見学 (4時間)
(2) 介護員養成研修三級課程修了者又は履修中の者	障害特化科目(11時間)及び人権啓発に関する基礎知識(2時間)を除く全科目	(2) 介護員養成研修三級課程修了者又は履修中の者	障害特化科目(11時間)及び人権啓発に関する基礎知識(2時間)を除く全科目
(3) 外出介護(移動介護)従業者養成研修修了者 (視覚障害者・全身性障害者・知的障害者) (移動支援従業者養成研修は含まない。)	(3) 障害者(児)福祉の制度とサービス (1時間) (5) ホームヘルプサービス概論 (1時間)	(3) 外出介護(移動介護)従業者養成研修修了者 (視覚障害者・全身性障害者・知的障害者) (移動支援従業者養成研修は含まない。)	(3) 障害者(児)福祉の制度とサービス (1時間) (5) ホームヘルプサービス概論 (1時間)
(4) 日常生活支援従業者養成研修修了者 (重度訪問介護従業者養成研修は含まない。)	(5) ホームヘルプサービス概論 (1時間)	(4) 日常生活支援従業者養成研修修了者 (重度訪問介護従業者養成研修は含まない。)	(5) ホームヘルプサービス概論 (1時間)
(5) 介護サービス技能審査に合格した者		(5) 介護サービス技能審査に合格した者	
①向上コース(注1)を修了し技能審査受験資格を得て取得した者	免除科目なし	①向上コース(注1)を修了し技能審査受験資格を得て取得した者	免除科目なし

<p>②短期課程(注2)を修了し技能審査受験資格を得て取得した者</p>	<p>(1) サービス提供の基本視点 (3時間) (2) 高齢者福祉の制度とサービス (1時間) (3) 障がい者(児)福祉の制度とサービス (1時間) (5) ホームヘルプサービス概論 (1時間) (7) サービス利用者の理解 (1時間) (10) 生活援助の方法 (4時間) (11) 医学の基礎知識 (3時間) (12) 心理面への援助方法 (2時間) (14) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) (15) 介護技術入門 (10時間) (A) ホームヘルプサービス同行訪問 (4時間) (B) 在宅サービス提供現場見学 (4時間)</p>	<p>②短期課程(注2)を修了し技能審査受験資格を得て取得した者</p>	<p>(1) サービス提供の基本視点 (3時間) (2) 高齢者福祉の制度とサービス (1時間) (3) 障害者(児)福祉の制度とサービス (1時間) (5) ホームヘルプサービス概論 (1時間) (7) サービス利用者の理解 (1時間) (10) 生活援助の方法 (4時間) (11) 医学の基礎知識 (3時間) (12) 心理面への援助方法 (2時間) (14) 共感的理解と基本的態度の形成 (4時間) (15) 介護技術入門 (10時間) (A) ホームヘルプサービス同行訪問 (4時間) (B) 在宅サービス提供現場見学 (4時間)</p>
--------------------------------------	---	--------------------------------------	--

※(3)の研修は相当する研修を含むものとする。

※(注1)向上コース 介護労働安定センターが実施している介護労働者職業講習のうち、全国民営職業紹介事業協会に委託して実施している研修

※(注2)短期課程 職業能力開発促進法施行規則第11条第5項及び職業能力開発促進法第19条第2項第7号に規定する短期課程(総訓練時間700時間以上)における介護に関する訓練

※(3)の研修は相当する研修を含むものとする。

※(注1)向上コース 介護労働安定センターが実施している介護労働者職業講習のうち、全国民営職業紹介事業協会に委託して実施している研修

※(注2)短期課程 職業能力開発促進法施行規則第11条第5項及び職業能力開発促進法第19条第2項第7号に規定する短期課程(総訓練時間700時間以上)における介護に関する訓練

演習使用物品等一覧

演習内容	準備するもの
1 食事の介護	車いす、テーブル、足台、防水布、エプロン、自助具、いす（背もたれやひじあてのあるもの）、食器（食べやすく工夫されたもの）、ビニール、タオル、ストロー、スプーン、はし、吸いのみ 等
2 排泄・尿失禁の介護	ポータブルトイレ、取り付け式手すり、便器（和式・和洋折衷型・洋式）、尿器（男性用・女性用採尿器）、おむつ、おむつカバー、ゴムマット、防水布、バスタオル、汚れたおむつを入れる容器、着脱しやすい衣類 トイレットペーパー、タオル 等
3 衣類着脱の介護	パジャマ、寝巻き（ゆかた式）、着脱が容易にできる衣類（片マヒ用、後ろファスナー）、ベッド、車いす、テーブル、イス、バスタオル、タオル 等
4 入浴の介護	簡易浴槽、（一般浴槽）、シャワーチェアー、手すり、洗面器、バスボード、浴槽台、滑り止めマット、バスタオル、タオル、ヘアブラシ、シャンプー、リンス、綿棒、つめ切り、ドライヤー、シャンプーハット、バケツ、リフト 等
5 身体の清潔	バケツ、洗面器、石鹸、シャンプー、リンス、ドライシャンプー、ゴム手袋、やかん、湯せん用ビッチャー、タオル、ビニールシート、紙おむつ、洗髪器、耳栓、50%エタノール、ガーゼ、歯ブラシ、コップ、受水盆、つめ切り、ベビーオイル、綿棒、着替え 等
6 口腔の衛生	歯ブラシ、コップ、タオル、吸いのみ、受水盆、綿棒、ゴム手袋 等
7 寝具の整え方	ベッド、マットレス、マットレスパッド、布団、毛布、掛け布団、枕、枕カバー、シーツ、ベッドブラシ、タオルケット、洗濯かご 等
8 寝床上での体位と姿勢交換	ベッドまたは布団、ビニール、座布団、小枕、大枕、介助バー 等

演習使用物品等一覧

演習内容	準備するもの
1 食事の介護	車いす、テーブル、足台、防水布、エプロン、自助具、いす（背もたれやひじあてのあるもの）、食器（食べやすく工夫されたもの）、ビニール、タオル、ストロー、スプーン、はし、吸いのみ 等
2 排泄・尿失禁の介護	ポータブルトイレ、取り付け式手すり、便器（和式・和洋折衷型・洋式）、尿器（男性用・女性用採尿器）、おむつ、おむつカバー、ゴムマット、防水布、バスタオル、汚れたおむつを入れる容器、着脱しやすい衣類 トイレットペーパー、タオル 等
3 衣類着脱の介護	パジャマ、寝巻き（ゆかた式）、着脱が容易にできる衣類（片マヒ用、後ろファスナー）、ベッド、車いす、テーブル、イス、バスタオル、タオル 等
4 入浴の介護	簡易浴槽、（一般浴槽）、シャワーチェアー、手すり、洗面器、バスボード、浴槽台、滑り止めマット、バスタオル、タオル、ヘアブラシ、シャンプー、リンス、綿棒、つめ切り、ドライヤー、シャンプーハット、バケツ、リフト 等
5 身体の清潔	バケツ、洗面器、石鹸、シャンプー、リンス、ドライシャンプー、ゴム手袋、やかん、湯せん用ビッチャー、タオル、ビニールシート、紙おむつ、洗髪器、耳栓、50%エタノール、ガーゼ、歯ブラシ、コップ、受水盆、つめ切り、ベビーオイル、綿棒、着替え 等
6 口腔の衛生	歯ブラシ、コップ、タオル、吸いのみ、受水盆、綿棒、ゴム手袋 等
7 寝具の整え方	ベッド、マットレス、マットレスパッド、布団、毛布、掛け布団、枕、枕カバー、シーツ、ベッドブラシ、タオルケット、洗濯かご 等
8 寝床上での体位と姿勢交換	ベッドまたは布団、ビニール、座布団、小枕、大枕、介助バー 等

9 じょくそう(床ずれ)への対応	エアマット・ビーズマット等、ベビーオイル、50%エタノール、バスタオル、紙おむつ 等
10 いす・車いす等への移乗の介護	車いす、ベッド、布団、安全ベルト、便座(トイレ)、ポータブルトイレ、介助バー、手すり、簡易浴槽、(一般浴槽) 等
11 車いすでの移動の介助	車いす
12 肢体不自由者の歩行の介助	手すり、滑り止めテープ、歩行器、歩行車、つえ 等
13 視覚障がい者の歩行等の介護	いす、白杖、アイマスク 等
14 緊急時の対応法(骨折・火傷等)	副子、三角巾、包帯、消毒ガーゼ、バスタオル、タオル、段ボール、座布団、カーペット 等
15 腰痛の予防等介助者の健康管理	いす

9 じょくそう(床ずれ)への対応	エアマット・ビーズマット等、ベビーオイル、50%エタノール、バスタオル、紙おむつ 等
10 いす・車いす等への移乗の介護	車いす、ベッド、布団、安全ベルト、便座(トイレ)、ポータブルトイレ、介助バー、手すり、簡易浴槽、(一般浴槽) 等
11 車いすでの移動の介助	車いす
12 肢体不自由者の歩行の介助	手すり、滑り止めテープ、歩行器、歩行車、つえ 等
13 視覚障害者の歩行等の介護	いす、白杖、アイマスク 等
14 緊急時の対応法(骨折・火傷等)	副子、三角巾、包帯、消毒ガーゼ、バスタオル、タオル、段ボール、座布団、カーペット 等
15 腰痛の予防等介助者の健康管理	いす

(別添1-1)

誓約書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

主たる事務所の所在地
法人・団体名

代表者職・名

印

1 申請者が下記のいずれにも該当しないことを

誓約します ・ 誓約しません

(大阪府居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱第5条第2項)

- (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)又は障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第22条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 第18条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 他の都道府県知事により事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (4) 大阪府知事又は他の都道府県知事(指定都市市長を含む。)により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - イ 告示第1条第3号、第4号又は第5号に掲げる研修を実施する者として、通知に基づき指定を受けた重度訪問介護従業者養成研修事業者、同行援護従業者養成研修事業者又は行動援護従業者養成研修事業者
 - ロ 告示第1条第16号の規定により、この告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。)第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、「旧指定居宅介護等従業者基準」第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、「旧指定居宅介護等従業者基準」第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者
- ハ 「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者
- ニ 「難病特別対策推進事業について」(平成10年4月9日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知)の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者
- (5) 障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (7) 第2号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出日から起算して5年を経

(別添1-1)

誓約書

平成 年 月 日

大阪府知事 様

主たる事務所の所在地
法人・団体名

代表者職・名

印

1 申請者が下記のいずれにも該当しないことを

誓約します ・ 誓約しません

(大阪府居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱第5条第2項)

- (1) 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)又は障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第22条に定める法律により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 第18条の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (3) 他の都道府県知事により事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (4) 大阪府知事又は他の都道府県知事(指定都市市長を含む。)により、次のいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
 - イ 告示第1条第3号、第4号又は第5号に掲げる研修を実施する者として、通知に基づき指定を受けた重度訪問介護従業者養成研修事業者、同行援護従業者養成研修事業者又は行動援護従業者養成研修事業者
 - ロ 告示第1条第16号の規定により、この告示による廃止前の「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年3月31日厚生労働省告示第209号。以下「旧指定居宅介護等従業者基準」という。)第3号に掲げる視覚障害者外出介護従業者養成研修、「旧指定居宅介護等従業者基準」第4号に掲げる全身性障害者外出介護従業者養成研修、「旧指定居宅介護等従業者基準」第5号に掲げる知的障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を実施する者として指定を受けた外出介護従業者養成研修事業者
- ハ 「介護保険法施行令」(平成10年政令第412号)第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者
- ニ 「難病特別対策推進事業について」(平成10年4月9日付健医発第635号厚生省保健医療局長通知)の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の(6)に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者
- (5) 障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者、指定自立支援医療機関としての指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。
- (7) 第2号から前号に定める取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出日から起算して5年を経

過しない者であるとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、重度訪問介護従業者養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。
- (9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第1号に該当する者
 - ハ 第2号から第6号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - ニ 第7号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者

2 居宅介護従業者養成研修事業者の指定を受けるにあたって、大阪府居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱、大阪府居宅介護従業者養成研修事業実施要領その他関係法令等を遵守することを

誓約します ・ 誓約しません

過しない者であるとき。

- (8) 前各号に掲げる場合のほか、申請者が、重度訪問介護従業者養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。
- (9) 申請者の代表者が、次のいずれかに該当する者であるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第1号に該当する者
 - ハ 第2号から第6号までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者
 - ニ 第7号に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）において、その代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者

2 居宅介護従業者養成研修事業者の指定を受けるにあたって、大阪府居宅介護従業者養成研修事業者指定要綱、大阪府居宅介護従業者養成研修事業実施要領その他関係法令等を遵守することを

誓約します ・ 誓約しません